

第 8 回  
放射性物質汚染対処特措法  
施行状況検討会

平成 3 0 年 1 月 2 2 日 ( 月 )

午後6時00分 開会

神谷環境再生事業担当参事官 それでは、定刻になりましたので、ただいまから放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、荒天の中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

私は、司会を務めさせていただきます環境省環境再生・資源循環局参事官の神谷でございます。よろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、まず、伊藤環境副大臣よりご挨拶を申し上げます。

伊藤環境副大臣 環境副大臣の伊藤でございます。

改めまして、本日はご多用の中、そしてまた、かくも悪天候の中にあつて、こうして大切なことに時間を割いていただきました、浅野座長を初めとする皆様方に改めまして深く感謝を申し上げます。皆様、ありがとうございます。

第8回放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会の開会に当たりまして、平成27年度の取りまとめを踏まえ、本年度から検討を再開いただいております。これまでに、昨年7月及び10月の2回にわたりまして、除染、中間貯蔵施設及び汚染廃棄物処理についてのご議論をいただいたところでございます。

本日は、これらの3事業に横断的に関係するテーマでございます、技術開発やリスクコミュニケーションといった横断的事項についてご議論をいただくことといたしております。加えて、個別の事業についての検討が一段落となることから、取りまとめの方向性についてご議論いただきたく考えております。

委員の皆様方から、幅広く忌憚のないご意見と活発なご議論を賜り、さらに検討を深めていただきますよう、よろしくお願いいたしますを申し上げます次第でございます。

ただ、今日は天候もでございます。ご帰宅に向かつてのこともございますので、そこは重々ご配慮を申し上げた検討会となりますようにさせていただきたいと思っております。

環境省としては、本検討会でのご議論を今後の施策に生かし、東日本大震災からの復興を加速してまいりたいと考えておりますので、どうぞ本日もまたよろしくお願いいたしますを申し上げますご挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございます。

神谷環境再生事業担当参事官 ありがとうございます。伊藤副大臣は公務のご都合のため、ここで退席させていただきます。

伊藤環境副大臣 じゃあ、よろしくお願いいたします。先生すみません。

(伊藤環境副大臣退室)

神谷環境再生事業担当参事官 本日の委員の出席状況でございますが、大迫委員、酒井委員、新美委員が、ご欠席でございます。大塚委員が遅れておられるようでございますが、8名の先生方にご出席をいただいております。

事務方については、座席表の配布をもって代えさせていただきます。

次に、議事進行についてですが、環境省は環境負荷低減の観点から会議のペーパーレス化の取組をしており、当検討会においてもお手元のタブレット端末を使用してお説明させていただきます。

本日の議事次第及び議事一式は、タブレット端末のデスクトップにある検討会資料という名前のフォルダにPDFで保存されています。それぞれPDFのタブからご希望の資料を選択してご覧いただけます。端末の操作に支障がないか、資料はそろっているかご確認ください。なお、本タブレット端末内のファイルへの書き込みはできない仕様となっておりますので、お手数ですがお手元のメモ用紙をご活用ください。そのほかご不明な点がございましたら、適宜、事務局をお呼びください。

また、メインテーブルの皆様のお手元には関係法令、関係する閣議決定等をまとめたファイルをお手元にお預けしております。こちらについては、お帰りの際は席に残していただきますようお願いいたします。

本検討会の資料につきましては、原則全て公開とさせていただきたいと思っております。また、検討会終了後に発言者名を示した議事録を作成しまして、委員の皆様方にご確認いただき了解をいただいた上で公開させていただきたいと考えております。

それでは、カメラ撮影はこれまでとさせていただきますのでご協力をお願いします。

以降の進行につきましては、浅野座長をお願いいたします。よろしくをお願いします。

浅野座長 それでは、本日もよろしくをお願いいたします。

なお、前回ですが、珍しいことですが突然40度の熱が出てしまいまして、とても無理だということで急遽欠席をいたしまして、岡田委員に代行を務めていただきまして、ご迷惑をおかけいたしました。今日は雪でまた飛行機が飛ばないかと思いましたが、幸い会場につくことができました。ただ今日は、お帰りの足元もでございますので、今日は申し訳ないんですが、事務局からのご説明は簡潔にお願いして、できるだけ委員のご意見を承るということに時間を費やしたいと思っております。それから、さらにご意見もたくさんおありだと思いますけれども、次回、最終の取りまとめをしていく都合がありますので、事務

局の都合から言いましても、今日、口頭でおっしゃらなかったことをきちっと紙に書いて出していただけると、極めて楽で、しかも電子ファイルでいただけるとなおさら助かりますので、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

それでは、本日の議題になっておりますが、この議題について、最初に1から3までを一括して事務局から説明をいただきたいと思います。

行木環境研究技術室長 それでは、資料1-1をご覧くださいと思います。まず、研究開発につきましてご説明いたします。資料1-1のスライド、5枚目をご覧くださいと思います。

まず、国立環境研究所の福島支部での活動につきましてご説明させていただきます。平成28年4月に福島県三春町に国立環境研究所の福島支部を開設いたしまして、福島県、それからJAEAと組織的には独立しつつも連携してセンターを運営しております。

福島支部の人員数は現在47名でございますけれども、つくば本部との兼務者をあわせると約100名の体制となっております。

続きまして、スライドの7枚目をご覧くださいと思います。福島支部で行っております研究のうち、特にこの検討会に関連が深いものについてご紹介をさせていただきます。

まずは、環境回復研究と銘を打たれたグループ群のうち、放射性物質に汚染された廃棄物等の減容化・中間貯蔵技術の確立の関連です。廃棄物を処理する過程での放射性物質の動きですとか、多様な汚染廃棄物を適切に管理する方法、施設を長期にわたって安全に管理する方法などについて検討を行っております。

それから、もう一つのグループといたしまして、スライド8枚目をご覧ください。環境回復研究のもう一つのグループ放射性物質の環境動態・環境影響評価と環境保全手段の構築ですが、ここでは、環境中の放射性物質はどのくらい残り、どのくらい動いているのかといったことについて研究を行っております。

スライドの10枚目をご覧くださいませ。今申し上げましたような研究の成果でございますけれども、ここに記しておりますとおり、例えば、汚染廃棄物の関連では、廃棄物等処理に関する環境省への技術的貢献といった形で、それから、放射性物質による環境汚染対策への貢献ということでは、除染関係ガイドライン等に活用されるといったような形で貢献が進んでおります。

それから、スライド11枚目をご覧くださいと思いますけれども、こういった国環研福島支部による研究のほか、環境研究総合推進費という競争的資金の中で、例えば復興枠

といたしまして、ここに記載されておりますような研究分がございまして、30課題、研究予算の総計といたしましては19億円近い研究が進められているところでございます。

非常に簡単でございますが、研究開発費については以上とさせていただきます。

神谷環境再生事業担当参事官 除染等の技術実証についてということで、同じ資料の13ページでございますけれども、事業の概要でございますけれども、除去土壌の安全かつ集中的な管理・保管（中間貯蔵）のための技術、県外での最終処分に必要となる減容技術等を進めるために環境省からの委託により民間事業者等の技術開発支援を行っております。

現在、JESCOに委託をして有識者の評価を得ながら技術開発を進めておりますということでございまして、次の14ページを見ていただきますと、対象技術の分野として、まず、減容技術、それから再生利用技術、濃縮物等の放射線管理に関する技術といった前からやっておるものに加えまして、最近では、中間貯蔵の進展に伴いまして輸送技術ですとか施工管理の関連の技術等も対象に加えて進めております。

15ページのところに29年度の採択技術がございましてけれども、内容としては減容、再生利用等に係る新技術の支援というものが中心になっております。

16ページが実績でございますけれども、これまでに110件の採択をしております。テーマとしましては、減容、除染、廃棄物といったものが多くなっております。

17ページからは実際に技術開発の結果を実事業に役立てている例ということでございまして、濁水の処理ですとか、高圧水洗浄といったものが実事業に使われておりますという成果をまとめております。

19ページが、各分野ごとの技術開発のこれまで取り上げてきたテーマと今後の活用の可能性についてまとめたものでございます。それ以降は、技術開発についての戦略、南相馬での実証事業等の説明でございます。

22ページが、蕨平における仮設資材化実証事業の概要ということでございまして、仮設資材化施設を設置しまして、放射性セシウムを焼却灰や除去土壌から除去をするということの実証を27年4月から今年の3月までにかけて進めてきてございまして、23ページにございますように、減容化について成果が出てきておるということでございます。

奥山除染業務室長 それでは、続きまして資料1-2で、リスクコミュニケーション、国際的な発信及び経験の継承についてご説明いたします。

ページについては右下に書いてある数字でご案内します。まず1ページ、基礎的で包括的な情報の提供につきまして、Webサイトはこちらに挙げてあります6件、それからコー

ルセンターの運営をしております。コールセンターの入電実績をグラフで示しております。

2 ページは、福島現地において環境再生プラザ、旧・除染情報プラザを昨年7月に改称し、福島県と共同で運営しております。下に活動の状況を示しています。

3 ページは、詳細で分かりやすい情報の発信について、まんが等を用いたハンドブックや、スライド資料・紙芝居、動画コンテンツなどの作成を行っています。本日、お手元にこの中で一番新しいものを冊子で配布をしておりますので、ご覧いただければと思います。

4 ページは、メディアとの連携につきまして、県内外・国内外のテレビ、ラジオ、新聞等のメディアと連携して情報を提供しております。こちらには新聞広告と海外のテレビ番組の例をそれぞれ示しております。

続きまして5 ページは、放射線に係る健康影響に関するリスクコミュニケーション事業の実施状況です。こちらに挙げておりますように、帰還された、また帰還するかどうか悩まれている住民の方を身近で支える支援者の方向けの暮らしの手引きの作成、あるいは相談員支援センターの活動、人材育成、住民セミナーや意見交換会、それから住民の方個人の被曝線量を把握していただくための事業などを行っております。

6 ページは、職員研修や住民セミナーの実績を示しておりますが、グラフのとおり、年々増加しているところでございます。

7 ページについては、こうした事業を環境省全体として、政府の方針を受けて、できる限り有機的に連携させることにより、ここにお示したように、例えば木戸川などを軸として現状を一連のつながりとして理解していただき、効果的にアピールするという考え方で事業を進めております。

8 ページは、その詳細の様子でございます。

少し飛びますが15 ページ、こちらは国際社会への発信について、IAEAを通じたの専門家会合等の開催、それから、5 カ国との二国間会合の開催、それから、先ほどご紹介したハンドブックの英語版の作成などを実施しております。

次の16 ページ、除染事業誌の編集につきまして、今年度事業として取り組んでおります。除染事業の技術、経験、知識を散逸させずに、後世に残したいということで編集委員会を設置し3 回ほど会合を開催していただき取りまとめしております。英訳して国際社会にも発信する予定でございます。

雑駁ですが、以上でございます。

神谷環境再生事業担当参事官 それから、次は資料2 でございます。今の研究開発につ

いて及びリスクコミュニケーションについての27年度の施行状況検討会での取りまとめ事項と、その後の取組の対比表でございます。左側が取りまとめの概要でございます。まず、研究開発と人材の育成・確保ということでございまして、研究成果を政策にスムーズに生かせる体制づくりや長期的な展望を持った取組等とのご指摘をいただいているところでございます。

現状のほうには、国環研福島支部の設置ですとか、研究開発の実際の内容ですとか、人材確保の取組等を書かせていただいております。

それから、2番目が経験の継承と国際的な発信ということでございまして、我が国の国際貢献等につなげていく等々の指摘をいただいております。

右側のところにIAEAとの共同、あるいは二国間会合等々の取組を書いております。

次のページへ行きまして、情報発信・共有とリスクコミュニケーションということでございますけど、双方向のコミュニケーションを深めることの必要性、それから進捗状況や見通しなどの情報発信の必要性と、政府全体としての取組が不可欠といったご指摘をいただいております。

現状のほうには、環境再生プラザ、コールセンター、それから相談員リスクコミュニケーション支援センターといった取組を書いております。

それから、次が政府全体及び自治体の連携ということで公共事業を活用した除去土壌の再生利用の推進等の指摘をいただいております。実際取組を右側に実証事業等々を記述しております。

それから最後が、法制度を含めた総合的な検討ということで、これを今後、除染が完了した段階でまとめをするということ、それから特措法の附則6条の取組も進めることといったところをまとめてございまして、この取りまとめを行っていること、附則6条については、この検討会の検討結果を踏まえた検討を行うこと等を記述しております。

続きまして、資料3でございますけれども、この場で特にご検討いただきたい論点ということで2点掲げさせていただいております。研究開発を進めるに当たりどのような事項に留意して行うべきか。また、科学的知見への理解醸成のためにどのようなことが必要か。二つ目として、除染の進捗状況を踏まえ、今後のリスクコミュニケーションはどういった事項に留意して行うべきかということで提起をさせていただいております。

以上でございます。

浅野座長 資料4もやっていただけますか。それとも、そこで一応切りますか。

神谷環境再生事業担当参事官 はい、1回、お願いします。

浅野座長 それでは、ただいま二つのテーマについてまとめて説明をいただきましたが、何かこれにつきましてご意見がございましたらお出しください。

坂本委員、どうぞ。

坂本委員 資料1-1の説明で技術開発をしているものの実証事業について説明がP23でございましたけれども、この結果について書いてある部分で、それぞれの放射性物質濃度はこうなったというのはいいいんですが、マテリアルバランス的に見てどうなっているかということが非常に重要だと思うんですけれども、放射性物質の全量が、投入量と、それから生成物、副産物、そういったものにどのくらい回収されたのか、これはどうなっていますでしょうか。

要は、生成物としては非常に放射性物質濃度が低くなっているから、これはいろんな形で意味がある、処理できるようになっているわけだけれども、全体のものとしてのマテリアルバランスをこの重量等を掛けていけば出てくると思うんですが、何回かやった平均のデータだと思うんですけれども、そのマテリアルバランスがきちんととれていないと、これはどうなんだという結果になるわけですけれども、お願いいたします。

浅野座長 ありがとうございます。事務局からご回答をお願いいたします。

塚田特定廃棄物対策担当参事付室長 ただいまのご質問につきまして回答させていただきます。

ご指摘のとおり、マテリアルバランスも非常に大事でございます。ただ、現在まだ検討を進めているところでございますので、結果がちょっと手元に出そろっていないところもありますので、ご指摘も踏まえて検討をさらに進めたいと思っております。ちょっと申し訳ありません。ただいま手元にデータがなくて、ご説明できる状況にないことをご容赦いただければ。

坂本委員 ただ、それは、基本的に回分式のこういった実証事件をやった場合、それぞれの時はどうだったかというのを見ながらやっていくのが普通だと思うんですね。それが無いというのは、疑問ですが。

和田総務課長 ありがとうございます。補足させていただきます。

むしろマテリアルバランスのデータがしっかりとれていないとかというところの部分は、多分ないと思います。むしろ、このプロジェクトを今行って、私も前職で担当していたものですから、むしろ、非常に生成物の濃度が下がる一方で、先生のご指摘のように、マテ

リアルバランス上の当たり前のつり合いの問題として、副生物が結構大きく出てきてしまうというところの、今、データを逆に整理していると思います。それがむしろデータが出ないというよりは、せっかく濃度は下がったのはいいんだけど、当たり前で副生物が非常に大きく出てきてしまうというところの部分のところ、濃度じゃなくて少量の部分の気化したセシウムの部分は非常に高精度でとれるという一方で、逆に副生物の部分のほうは極めて低濃度なんですけれども体積または重量が非常に大きくなってしまいうところの分析を今進めているところでございますので、データはしっかりとしているつもりでございます。

坂本委員 体積というよりは、ここに書いているのは重量当たり上がっているようで…

…

和田総務課長 重量ですね。そうです。重量バランスのところでしたらデータを整えているところでございます、改めて。

坂本委員 もし、それがきちんとはとれていないと、事業の意味が大分違ってきますから。

和田総務課長 はい、ええ、そこは非常に重要な点でございますので、ありがとうございます。

坂本委員 よろしくお願ひします。

浅野座長 よろしいですか。ほかにございますか。

では、森委員、どうぞ。

森委員 2点ほど意見を述べさせていただきたいと思います。資料3で、今後検討をすべき事項、横断的事項関連ということで、まず一つ、研究開発に関して、これからいわゆる中間貯蔵から最終処分へ向けてという辺りの研究開発というのは非常に重要になってくるだろうと、こんなふうに思ひまして、その場合、既に別の検討会で戦略を定められておりますけれども、そして、今回、ご説明になったものとして実証事業の内容を説明されているわけですが、これからやはりある期間の中において、効率的な開発を進めるということになりますと、いわゆる技術開発体系というのですか、それを整理して、そのもとで効果的な研究開発をやっていくということが必要じゃないかと。実証事業というのは受ける方がこういうのをやりたいということに対して、是非を検討しているわけでございますので、もう一段次のフェーズへ入ったいわゆる研究開発、技術開発というのが求められていくんだろうと、こんなふうに思ひます。

それから、あと、もう一つ、リスクコミュニケーションの観点についてでございますけ

れども、確かに震災後、事故が起こった直後というのは、放射線が非常に高く、それについての住民の方々に対するリスクが果たしてどうなのかということ、それを住民の方々に理解をしていただく、あるいは、問題があればそれを解決していくといういわゆるリスクコミュニケーションが中心であったと、こんなふうに思っておりますけれども、除染もかなり進んで、昨年3月ですけれども、大体終了しつつあるという段階になりますと、リスクコミュニケーション自体が次のフェーズに入っていきんじゃないかと、こんなふうに思います。

いわゆる放射線に対するリスクだけではなくて、世の中、リスクというのはたくさんありますので、それとの相対化の中において、今、どうなのかと。今、放射線というのはどういうリスクの中にあるのかということ、理解をしていただくようなリスクコミュニケーションをとっていただく。それによって住民の方々が帰還をするときの考えを整理することができるんじゃないかと、こんなふうに思ひまして、リスクコミュニケーションも次のフェーズに入っていきような対応をぜひしていただきたいと、こんなふうに思います。

以上です。

浅野座長 ありがとうございます。

田中委員、どうぞ。

田中委員 ありがとうございます。20ページの。

浅野座長 どの資料ですか。

田中委員 1-1です。技術開発です。

減容・再生利用技術の開発戦略というところに関わるものですが、最終処分をする量を減らすという意味で減容、再生利用は増やすということでやるわけですが、どこまで放射能濃度を減らすかということでは、10万Bq/kg以下であれば特定廃棄物用の埋立処分施設で処分できる。それから8,000Bq/kg以下ならば既存の廃棄物処理施設で処理できるとか、あるいは3,000Bq/kg以下であれば資源化できる、そういうような目標があると思うんですが、そうするために使う技術では多くのエネルギーを使ったり、あるいは費用がかかったりというようなことで、リスクと、エネルギー消費とか、費用負担とか、そういう関係の評価できるようなデータをとっておくことが必要だと思ひます。

それで、資料でご検討をいただきたいというのがありましたよね。資料3ですね。二つ目の論点のところ、科学的知見への理解醸成ということですが、トレードオフとの関係

があることを、いろんな技術からこれから技術を絞り込んで最終処分の方法について検討するということで戦略ではなっていますので、その辺、住民、国民の理解の醸成のためには、そのトレードオフの関係がわかるような情報を提供し、その説明をする必要があると、そのような気がします。

以上です。

浅野座長 ありがとうございます。

崎田委員、どうぞ。

崎田委員 ありがとうございます。私は、論点の2番目のリスクコミュニケーションの今後のあり方ということに対して発言をしたいと思います。

資料1-2のリスクコミュニケーションのところなんですけど、今回、この資料、非常に総合的に今までの流れ全体を入れていただいている、いろんな部署が連携しておられるなというのが見えてきました。

それで、先ほど森委員がリスクコミュニケーションも次のフェーズに入ってほしいという話がありました。そういう意味では、準備ができ始めていると思っています。で、2ページのところに環境再生プラザのページがありますけれども、当初、除染情報プラザといった時代に情報発信、そして対話で情報共有をする、その後、参加型の形で取り組むためにワークショップやシンポジウムとか、現場を訪問する体験型などの場をつくっていくという、こういうような流れで組み込んできましたけれども、この次の段階として、本当に今、除染から環境回復、そして復興、そして浜通り地域ですと、廃炉の影響とか、そういう全体の情報を非常に皆さんが関心を持っているというような状況になっていますので、この次のフェーズとしては情報をつなぐこと、対象を広げること、連携して実施することという、この三つのポイントを大事にいただければありがたいなと思います。

情報をつなぐのは、今申し上げましたけど、対象を広げるということは、国の直轄地域だけでなく中通り地域の自治体で線量の低いところも連携して実施をしていただきたいですし、そのキーパーソンの方にしっかり伝えることが大事だと思いますが、もう一つ、福島以外のところの情報が、この後の参考資料に出っていますが、なかなか除去土壌や指定廃棄物の処分先の問題などは進んでいないですが、そういう福島県外のところでどういふふうにリスクコミュニケーションを丁寧に実施するかということをやっと考えたほうがいいのではないかとこのように思っております。

あと3番目の連携して実施するという点に関しては、環境省内の各部署が連携するこ

とはもちろんですが、政府各省庁、そして研究機関のJAEAなど、いろんなところと連携し、そういう成果を明確につくっていくのが大事な時期なのではないかなというふうに思います。どうぞよろしくをお願いします。

浅野座長 ありがとうございます。

中杉委員、どうぞ。

中杉委員 今後のリスクコミュニケーション、どういったことを留意するかという点について少しコメントしたいと思います。

これは、リスクコミュニケーションというのは、今のリスクコミュニケーションの現状がどのくらいのリスクがあるかというふうな形で考えておられるんだと思うんですけど、住民の方は、多分、現状のリスクがどうあるかということも一つですけれども、将来どこまでリスクマネジメントをしてもらえるのか、今後どういうふうなリスクマネジメントを進めていくのかというところがないと、真の意味でのリスクコミュニケーションってできないと思うんですね。そういう意味で、残念ながら、今まで頂いた資料の中には、そこら辺のところは明確にはなっていないのではないかと。

例えば、放射能のレベルがどこまでいったらどういうことをやって、どこまでいったらどういうことをやってというふうなところの戦略をもう少し考えざるを得ない。なかなか不確定なところがあるんでできないんですが、そこがしっかりしてくると、リスクコミュニケーションというのはかなり進むのではないだろうかというふうに思いますので、ぜひそういうふうな形で検討をしていただければと思います。

浅野座長 ありがとうございます。

ほかに、どうぞ、岡田委員。

岡田委員 資料1-1になるかと思いますが、実証事業をいろいろされていて、例えば17ページ、18ページになると、実際に実証事業が活用され始めているということで理解していいかと思うんですが、いっぱい実証事業をやって、それが全てうまくいく、うまくいいうか現場に使えるとはもちろん思わないんですが、その辺の実証事業がうまくいっている、ですから現場でもっともっと使ってくださいというのはどういう仕組みでこれを社会実装というか、現場に当てはめているというふうになっているんでしょうか。

浅野座長 これはご質問ですので、お答えいただけますか。

神谷環境再生事業担当参事官 成果については、専門家の方々に評価いただいて、それをホームページに載せていきますということです。それ以上の活用というのは、なかなか

すぐには直接という形ではないんですけれども、非常にすぐれた技術については、入札の総合評価のときに高い点がつくというようなことにつながっていく要素はある、考慮しながら運用をしております。

岡田委員 ありがとうございます。ぜひせっかくの、本当はもっと最初の基礎研究も含めて、基礎研究が実証事業になって、それが実際に使われてというのがある程度見えるようにしておいていただいたほうが、せっかくやったことが生きています。単に実証事業をやったとか、単に研究をやって終わっていないというのがわかるようにしておいていただければ、今後のいろんな、最近は研究費も評価がうるさいですから、ちょっと変な言い方で恐縮ですが、ぜひよろしくをお願いします。

浅野座長 研究評価の総合推進費、ものすごく厳しくやっているわけですが、ややこちらのほうは甘いのかなという印象もなきにしもあらずで、それ自体はしょうがないんでしょうけれども、やっぱりせっかくお金をかけたものが広がらないと意味がないというご指摘はそのとおりだと思います。

それから、リスクコミュニケーションについては、当然やっておられる方がわかってはいると思うんだけど、依然として古典的なリスクコミュニケーション時代の感覚、つまり安全であることをみんなに納得させるのがリスクコミュニケーションだという雰囲気はどこに残っているような気がしてしょうがないですね。そうじゃなくて、やっぱり双方向の情報交換が大事だということをずっとリスクコミの議論が、この日本で始まったとき以来、繰り返されてきているんですけど、どこまでうまくいっているかということについて、先ほど崎田委員からもご指摘がありましたけど、いろいろあると思います。

ただ、全ての人が、全員が納得するということを狙うというのは無理なんだろうなという気もしますので、そこは100%皆さんが納得できていないから、だからリスクコミュニケーションがうまくいっていないということでもないと思うんですけれども、でも、より多くの方が理解できているということは大事だろうと思うし、やっぱり多くの意見がきちんと双方向で反映できるということで今後も頑張ってもらいたい必要があるのではないかなということが、今日の皆さんのご指摘ではないかと思います。

それでは、次のこれまでにご指摘をいただいた事実関係についての回答をいただけるということですので、資料4についてご説明ください。

神谷環境再生事業担当参事官 資料4をご覧ください。目次のところがございますけれども、三つの事項についての回答でございます。

最初が、除染による線量低減率の分布についてというご質問をいただいております。3ページを見ていただきますと、除染前の線量体別の除染後の線量を比較したものでございまして、地目別のデータがございすけれども、全体的な傾向としまして線量が高いところですね。3.8  $\mu$ Sv/h以上のところの低減率が高くなっております。こういったところは、より深いというか、丁寧な除染を行うこと等々に起因するということで、ある意味では当然の傾向だと思えますけれども、こうした結果が見てとれるかと思えます。

それから、次、4ページからが除去土壌の保管量、それから仮置場の箇所数の推移ということでございます。この経時的な推移を出すようにというご指摘をいただいております。

まず、保管量、4ページでございすけれども、直轄・非直轄とも29年3月末のところがピークということになっておりまして、その後の29年9月には少し減っているということでございます。中間貯蔵への輸送が進むことにより、また、面的除染が概ね完了することにより、だんだんこれから減るフェーズになっていくのではと考えております。

仮置場の箇所数についても同様の傾向でございまして、直轄はピークが28年9月、非直轄と現場保管は29年3月末が一番多いという数字でございす。

最後、6ページでございすけれども、フォローアップ除染の類型・効果でございす。それぞれ箇所別にどの程度線量が下がったかというところをデータをとっております。それぞれ概ね50%程度の線量低減があったというデータが出ております。

以上でございす。

浅野座長 それでは、これまでにご質問があった点についての資料が今日出てきたということですが、何かコメントがありますか。

中杉委員、どうぞ。

中杉委員 3ページのところでこういうふうに整理していただきたいとお願いして出していた。予想どおりの結果だったと思えますけれども、私が申し上げた趣旨のもう一つは、非常に高くして除染が進んでいないところというのをちゃんとリストアップして、それがどういう理由であるかという、そこを結局、潰していかなくちゃいけないので、そういう観点での見方をしてほしいということで前回、申し上げたつもりです。これをこういうふうにしても、平均で見たらこうだよというんじゃなくて、やっぱり下がらないところを下げなくちゃいけないんだ、そういう目を見ていただきたいという趣旨で申し上げました。ですから、そういう目で、これからもやっていただけるとありがたいなと思

ます。

浅野座長 ほかに何かコメントはございますか。よろしゅうございましょうか。よろしいようでしたら、これについては今日のご報告をいただいたということにさせていただきます。

それでは、本日のテーマの最後でございまして、次回、取りまとめをきちっとしていかなきゃいけないということでございますので、今日は取りまとめの骨子案について事務局からご説明いただきたいと思いますが、これまでのおさらいということで、前2回の検討会で先生方からいただいたご意見について、事務局から説明をいただきたいと思います。

神谷環境再生事業担当参事官 参考資料の2をご覧ください。第6回、7回の検討会における先生方からのご意見をまとめたものでございます。項目別に、主な意見ということでまとめさせていただいております。

除染後のフォローアップ等というところでございますけれども、ご意見としましては、今後は除染後のフォローアップにフェーズが移っていると、国際機関との連携が重要である、もしくは放射線量の0.23  $\mu$ Sv/h以上という地域指定の基準について、これは住民説明の観点から丁寧な評価が必要ではないか等々のご指摘をいただいております。除染後のフォローをどういった対応をしていくかというところに、相当、力点が移ってきているというところのご指摘をいただいております。

次が仮置場の適正管理ということで、九州北部災害等を見ながら適正管理をいま一度、考えるべきというご指摘。

それから、除去土壌の処分方法でございますけれども、線量が下がってきていることの考慮、あるいは他の処分に係る基準等との整合性といったご指摘をいただいております。

2ページ目の中間貯蔵関係でございます。輸送でございますけれども、輸送に関する意識づけが重要であると。それから、人材の確保とか人材の研修の重要性等のご指摘をいただいております。

減容・再生利用でございますけれども、ニーズ形のマネジメントを取り入れるべしということ。あるいは、最終処分についてはハードルが高いが、しっかり戦略を練っていく必要があると。それから、技術開発や実証等を行っていくことの重要性のご指摘をいただいております。

3ページ目にまいりまして中間貯蔵施設の活用ということでございますけれども、技術の継承や深掘りを行っていくことが必要と、それから地域にとって価値のある施設として

いくことが重要といった指摘をいただいております。

3番目に指定廃棄物の関係でございますけれども、長期管理施設の地元への説明についての配慮というご指摘をいただいております。

それから、4番目、横断的事項でございますけど、情報発信・リスクコミュニケーションでございますが、リスクコミュニケーションの観点からの教育を従業員等に対してやっていく必要があると。それから、県・市町村との協力をしながら積極的な対応が必要であるといったご指摘をいただいております。

さらに、4ページ目でございますけれども、相談員制度、相談員支援センターの積極的な活用といったご指摘をいただいております。

それから、最後のところでございますけど、30年以内の県外最終処分、それから指定廃棄物の都道府県内処理について、関係者が自由に議論できる環境を醸成することが必要であるという意見をいただいております。経験の継承ということで、今後、こうした事態が起こったときの対応をきちんと準備する必要があるといったご意見をいただいております。

簡単でございますが、以上でございます。

浅野座長 それでは、ただいまご説明をいただきました先生方のご意見の取りまとめの中で、参考資料の2の最後のページの部分で田中委員からご指摘をいただいております。取りまとめの骨子案の議論に移る前に、この点について改めてご議論いただきたいということでございまして、参考資料にございますように塩谷町からの意見書も提出されております。

そこで、環境省がこれまで示してまいりました発生県内処理の考え方とあわせて、事務局から、これらについてのご説明をいただきます。

黒川放射性物質汚染廃棄物対策室長 参考資料2の一番最後のページ、田中委員のご意見ということで一番最後のページにありますけど、指定廃棄物では発生した都道府県内で処理という制約があるが、これらについて地元住民などで自由に議論できる環境を醸成することが必要であるという、前回、ご意見をいただきまして、この発言は一部新聞でも環境省の会議で有識者が政府方針に異論という形で取り上げられたということもございました。

次に参考資料3にまいりまして、そういったことも受けまして、栃木県塩谷町というところ、これはどういう町かといいますと、栃木県で長期管理施設の詳細調査の候補地に選ばれている、そういう町でございますが、その町からこの検討会に意見書というものが出

てございます。

参考資料3の2ページをご覧くださいまして、大きく言いますと3点ほどご意見をいただいております、一番大きいのが2ページの1と書いてあるところでございます。特措法の基本方針についてということでございまして、1の上から8行目辺りから始まるパラグラフをご覧くださいまして、福島第一原発事故から6年7か月あまりを過ぎた現在まで、どの県にも処分場が設置されていない現状をよく見つめ直して、原因を究明し、大所高所からの判断が必要と考えます。廃棄物の処理原則である集中原則にのっとり、最終的には東電に引き取っていただくのが最善であるというご意見をいただいております。

それに附随しまして、2として検討会の会議運営について、本来、制度見直しの可否も含めて忌憚のない議論をすべきところ、割と現在の基本方針の継続ありきの議論になっているんじゃないかというご意見ですとか、あとは3ページの3という部分であります、福島県の30年以内の県外処分について、指定廃棄物は各県で処理すると言っているのに、中間貯蔵施設のほうは県外で最終処分するというのは矛盾があるんじゃないかといったようなご意見をいただいております。

先ほどの特措法の基本方針、指定廃棄物を発生した各県で処理する方針を見直して東京電力が引き取るべきといったところが最大のポイントとなる意見かと思っております。

その上で政府の方針というのをあわせてご説明いたしますと、参考資料の4にまいりまして、参考資料の4、指定廃棄物の発生県内処理の方針についてというものがございまして、2ページのところですけれども、これが政府の方針であるところの発生県内処理の方針というものの内容と、その論拠を説明しておりますのでございます。

2ページの上の箱囲み、これが基本方針、これは閣議決定でございまして、本文の抜粋でございまして、箱囲みの一番下のところ、また、指定廃棄物の処理は、当該指定廃棄物が排出された都道府県内において行うものとするありまして、これが指定廃棄物の処理は発生した県内で処理するということを定めたものになります。

その論拠としては、下に点線の箱囲みでございまして、放射性物質に汚染されていなければ、原則として、それぞれの地域で処理されるはずだったもので、それを、2行下にまいりまして、安全に処理することができるものでありますので、やはり自区内処理という本来の考え方に沿ってすべきじゃないかといったようなこと。

次に、3ページにまいりまして、こちらは福島県とのやりとりの経緯という箱囲みがあると思っております、県内ではなく他県でといえば福島県でおっしゃる方もいらっしゃるわ

けですが、これまで福島県と環境省は2回やりとりをいたしております。平成23年、平成25年と2回にわたりまして、福島県内で指定廃棄物を最終処分するという、他県も含めてですね、について、どう考えるかという福島県に問いかけをしまして、2回とも拒否をされているということでございます。

それを受けまして、政府の方針としては、下の点線の囲みの上の2行でございますが、福島県は原発事故により最も大きな被害を受け、復興、帰還に向けた懸命の努力を行っているところであり、他県の指定廃棄物を持ち込むことで更なる負担を強いることは到底理解を得られないというふうに説明しております。

以上、田中先生からの問題提起と、あと栃木県の塩谷町さんからの基本方針を見直すべきという意見と、あとは政府の方針であるところの発生県内処理というものの内容とその根拠を説明いたしまして、改めて発生県内処理の方針について、この場でご議論をいただきたいと思っております。

以上です。

浅野座長 それでは、この点について委員から、本日、改めてご意見があれば伺いたいと思っております。

では、田中委員、どうぞ。

田中委員 ありがとうございます。前回の検討会における私の発言の趣旨は、県内最終処分の方針について異を唱えるというものではなく、問題の解決あるいは施策に理解を得るために政府の外において自由な議論の場があるべきであると、こういうものであります。

さらに、前回の指定廃棄物に関して、5県、それぞれ処理する方針の是非についても発言しました。5県全体で指定廃棄物が3万t以下という状況の中で、5県の中には、更に減衰して8,000Bq/kgを超えるものが少ない県もあります。非常に少ない量しか残らない県において処理施設が必要であろうかと、県によっては指定解除の仕組みを使うことで既存の処理施設で対応でき、施設をつくる必要がなくなるのではないかと、こんなことを思ったものですから、このような発言に至りました。

以上です。

浅野座長 ありがとうございました。

ほかに、ご発言はございませんか。中杉委員、どうぞ。

中杉委員 福島県で取組が進んでいるというのは、地元の理解を得るために一生懸命な努力があったことだろうと思えますし、そのほかの都道府県の中にも、いろんな方法を検

討して合意をつくって進めているところがありますよね。そういうところもありますので。それと、福島というのは、福島あの現場というのは、実際に、もう長い間、住民が帰れないという状況で、私も現場に行きましたけど、あの現場を見ると非常に大きな負担をしているということが理解できると思います。そういうところに更にというのは、なかなか持っていけという話にはならないんじゃないかというふうに思います。

実際問題として、そういう意味では、福島県に全部持っていくというのは、これは技術的に考えるとそうなのかもしれませんが、技術的な問題で片づく問題ではありませんので、やっぱり、そこら辺はなかなか難しいのではないかと。到底理解を得られないという話がありましたけれども、そのとおりではないかというふうに私も感じております。

そうすると、じゃあどこに持っていくかという話なんですけど、そういうふうなことをやっていくときに、いろんな方法でほかの県でもやっておられますので、それらも踏まえながら、いろいろ各場所で考えて工夫をしていただくことが必要だろうと。そういう理解を得るために、環境省としては一生懸命、汗を流して地元の理解を得る努力をしてほしいというふうに思います。

実際には、福島県に持っていくというのは、簡単に言うと安直な方策ではないだろうかと。実際には、私も福島県民であったら到底、受け入れられないだろうというふうな感じを持っております。

そういう意味もあって、もう一つは、前にも申し上げましたことですが、最終処分場所を選ぶときには、これ以上の問題が出てくるわけですね。中間貯蔵したものを最終処分するときには、そのときには、もっと大きな問題が出てくるだろうと思います。そういうことをリスクコミュニケーションを含めて全体として環境省は今のうちからしっかり考えておかないと、30年という時間はすぐに来ると思いますので、そこは肝に銘じて頑張ってください必要があるだろうというふうに思います。

浅野座長 ありがとうございます。

森委員、どうぞ。

森委員 放射性廃棄物の観点からの少し意見と自分では考えてございます。確かに、放射性廃棄物という名前を聞いた瞬間、ほとんどの人たちは、これは大変なものだと、そして自分の近くにあるのは嫌だというのが一般的な感覚かなと、こんなふうに思うのも事実であります。

しかしながら、じゃあ、日本の今のそういう放射性廃棄物がどうなっているのかという

ことになりますと、原子力発電所が出た放射性廃棄物のうち、高レベルについてはなかなか適地というのが見つかっておりませんが、低レベルの放射性廃棄物。原子力の場合の低レベルというのは、10万Bq/kg超でございます。今、福島で中間貯蔵されるのが、10万Bq/kg超のものを廃棄物ですと貯蔵すると、こういう話になってございまして、そういうものに関して青森県の六ヶ所村でピット処分を行ってございます。指定廃棄物の長期貯蔵施設の形が、構造的なものを見ますと、ちょうど青森県で行っている低レベルの処分施設とほぼ似た形になってございます。

そういうことからすると、しかも、低レベルの廃棄物は1990年代の初めごろから稼働してございまして、約30年間の実績があるということからすれば、かなりブルーボンな技術と見ることができるんじゃないかと、こんなふうに思いますので。それよりも、今回の指定廃棄物は六ヶ所のものよりも桁数が二桁ぐらい低いレベルのものを扱うことになるだろうかと、こんなふうに思いますと、十分、施設的な安全性は保たれるんじゃないかと。

住民の方々にとって初めての低レベルの、いや、低レベルというか放射性廃棄物ですので、心配されていると思いますけれども、技術的にはかなりなブルーボンになってきていると。この前もコメントいたしましたけれども、その辺についての技術的な基準というのを明確にされて、それで住民の方々が納得できるような形で処分というか、長期貯蔵されたらよろしいんじゃないかなと、こんなふうに思います。かなり技術的にはブルーボンになってきているものだと、こんなふうに理解してございます。

浅野座長 ありがとうございます。

大塚委員、どうぞ。

大塚委員 私も、県内処理の方針は維持するのが適当だというふうに考えます。先生方のご意見があったように、安全管理はされているということがございますし、自然減衰で指定廃棄物じゃなくなっていくものも出てくるというような状況でございまして、それほど大きな問題ということでは本来はないはずでございますが、確かに、気になる方はいらっしゃるということもあると思います。

東電に引き取らせるのが最善の方策というご意見もございましたが、これも考えられないわけではないですけれども、東電もどこかの場所の施設に引き取ることになりますので、やはり問題がそれで解決するというわけでは必ずしもなく、東電からは費用の回収をするということで対応するほかないのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

浅野座長 ありがとうございます。

崎田委員 ありがとうございます。先ほど、リスクコミュニケーションのときに、やはり福島以外のところでも、もっともっと、そういうふう話し合えるような場をたくさん持つ、リスクコミュニケーションをやったほうがいいんじゃないかという発言をしました。やはり、そういうことが基本的にもっともっと必要なんじゃないかということ、もう一度申し上げたいと思います。

基本的には、やはり突然の事故で、事故の直後に地域の方が驚いて非常に反発されたというのは納得できることではあると思います。ただし、どういうふうに処分するかということ、いろいろな方が話し合って、一応、福島県外は県内処理にしようというようなことで、今、一時保管していただいているわけですので。今、長期に管理しなければいけない線量として残るものがどのぐらいの量かということをもう一度はっきりと定量化し、そして、それをどういうふうに管理すると暮らしにどういうふうに影響があるのかということ、ちゃんとデータを出していただいた上で、それを押しつけられるというふうに地域の方が思うのではないように、対話の場できちんとじっくり話していけるような場を持つていくことが重要です。

やはり、ここからもう一度、もう取り組んでいただいているとは思いますが、もう一度、ここからスタートしてやっていくという、そういうようなスタートに戻るような気持ちでやっていただくことが今、大事なんではないかなというふうに思います。どうぞよろしくをお願いします。

浅野座長 ありがとうございます。

それでは、ひとあたり、この点についてのご意見を賜りましたので、これを、事務局、ぜひ、また十分に検討していただければと思います。

それでは、続きまして、取りまとめの素案ができております。これについて、事務局から説明いただきます。

神谷環境再生事業担当参事官 資料の5をご覧いただきたいと思います。これまでの会議のご指摘を踏まえ、取りまとめの骨子ということでございます。今回の分というのが十分反映されていない部分もございますけれども、そこも含めて次回に形をまとめていきたいと思いますので、まず骨子案のご検討をお願いしたいと思っています。

全体の構成ですけど、最初は「はじめに」ということで前書きがございまして、2番が除染中間貯蔵施設及び汚染廃棄物処理の状況ということでございます。ここは、事業ごと

の進捗状況のファクトを、この検討会で報告させていただいたものをベースに書いているところでございます。1ページの除染で総論、除去土壌等、森林対策とございまして、2ページに行ってくださいまして帰還困難区域の扱い、予算・求償の状況と続いております。

2ページ目のところから中間貯蔵でございまして、総論、用地取得の状況、施設の整備の状況、それから輸送の状況、県外最終処分についてということで説明がございまして。

それから、3ページ目からは汚染廃棄物の処理ということで、総論、それから対策地域内廃棄物、福島県内の指定廃棄物、県外の指定廃棄物、さらに特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の取組が順次、書かれております。

6ページのところに横断的事項ということで、ここは本日の技術開発、リスクコミュニケーションの関係のことを記述させていただきたいと思っております。

次の3の課題と今後の方向性というところが取りまとめとして一番、主たる内容になってくるかと思っておりますので、ここを少し細かく説明したいと思っております。

最初の二つの丸が基本の認識でございまして、特措法に基づく除染中間貯蔵施設、汚染廃棄物処理は、それぞれの事情に応じた取組の進捗が確認されたということでございまして。こうした状況を踏まえるということで、福島県外の指定廃棄物のように、関係者によるなお一層の努力が求められる課題も見られるものの、前回の取りまとめで示したとおり、現行の枠組みは引き続き維持した上で、広く関係者の理解を得ながら、施策を更に前進させることに総力を挙げるのが重要と考えております。

続いて除染でございますけれども、最初が除染後のフォローアップということでございます。これは、面的除染が概ね完了ということで、今後の取組としまして、線量が下がってきているといったことも考えまして、リスクコミュニケーションを行いながら、フォローアップを行う場合も、「フォローアップ除染の考え方について」に基づき個別に判断しながら実施をしていくべきと。

それから、2番目が指定解除でございますけど、汚染状況重点調査地域の指定解除を検討する場合は、解除後も除去土壌等を保管・処分するための計画・体制が確保されることを前提に、当該市町村の意向も踏まえて適切に対応すべきでございます。

7ページへ行きまして仮置場の適正管理でございますが、予期せぬ災害発生の可能性を想定しつつ、引き続き適切に管理を行うと。

福島県外の除去土壌でございますけれども、除去土壌の取扱いについては、再生利用の取組や他の法令との整合性に留意しながら検討を進めるべきとしております。

中間貯蔵施設の関係でございますが、施設整備・輸送の安全性等ということでございます。施設整備や輸送における安全配慮の意識づけを徹底すべきであると。それから、急激な輸送量の増加に対応して、人材の確保の取組が求められるとしております。

減容・再生利用の関係でございますけれども、実証事業等を通じて得られた知見を踏まえて制度的な管理の仕組みを構築すべきと。30年後の最終処分地の選定には時間を要することが予想されるため、戦略的に取り組む必要があるといったことでございます。

それから、中間貯蔵施設の活用でございますけれども、立地地域にとっても価値があるものにすることが重要であるということでございます。

8ページでございますが、汚染廃棄物の処理ということで指定廃棄物でございますけれども、これを、地元への丁寧な説明や懸命な対話等、受け入れてもらうためのさらなる努力が重要であると。2番目が、これは今日ご議論いただいた部分でございますけれども、特定廃棄物の処理について、福島県での知見を踏まえつつ、県内最終処分の方針にのっとり国として責任を持って処理を推進すること、とさせていただいております。それから、また、指定廃棄物の制度を活用した廃棄物の処理が着実に実施されるよう、国として処分先の確保等の必要な支援を引き続き行うこととさせていただいております。

横断的事項でございますが、情報発信・リスクコミュニケーションとしまして、住民等に正しい知識を持っていただくためのリスクコミュニケーションや情報発信が重要と。環境再生プラザの活用、相談員支援センター等との連携で取組を進めるべきとしております。

経験の継承ということで、将来、万が一に備えて、東日本大震災の対応を整理して今後の対応に生かすべきと。それから、自治体の震災対応の体制が縮小されていく中で、対応力の確保に留意が必要とさせていただいております。

これ以外も、今日の議論を踏まえた記述を適宜させていただければと思っております。

「おわりに」でございますけれども、除染、中間貯蔵、汚染廃棄物の処理の加速化、その円滑な完了は被災地の復興にとって極めて重要ということで、引き続き地元の実情を真摯に把握し、常に地域住民に寄り添った視点を忘れることなく、十分な信頼関係と適切な役割分担のもと、迅速かつ丁寧に進めることが重要ということで締めさせていただきます。

ということで、ご議論いただければと思います。よろしく申し上げます。

浅野座長 ありがとうございました。

それでは、取りまとめ骨子案ということで今日、事務局がつくったものがございますが、次回、これを、更に最終の取りまとめにするためにご注意いただけることがありましたら伺いたいと思います。これは、テーマがテーマですから、一通り全員にご発言をいただきたいと思いますが、先ほど言いましたように本日の天候の具合がありますので、できるだけ早く終わったほうがいいと思いますから、可能な限り簡潔にお願いして、その余の部分は後で文書でいただくとありがたいと思います。

森委員から順次、こちらに。大塚委員が一番最後に来られましたので、大塚委員が一番最後にします。

森委員 別途、文書で意見というか、出ささせていただきたいと思うんですけども、1点だけ。今後の方向性に関して、除染でございますけれども、一つ気になっておりますのは、除染がある程度進んで、そうすると、基本方針にあります長期的に1 mSv/yに向けてどうしていくのかという辺りについては、少し次のフェーズとして、それに対する基本的な考え方をどうしていくのかという辺りについて、取組の方法等について議論しておくべきではないかと。

そうしますと、前回の、前回というか、これまでの私のコメント等にもございますように、必ずしも0.23  $\mu$ Sv/hというものではなくて、実際に生活している中で1 mSv/yというのはどういうふうになっているのかという辺りについて、データをたくさんとらないといけないかと思いますが、そういうことを具体的に、長期的に1 mSv/yを目指すということの中において、現在がどうなっているのかと。そのもとで次をどう考えるのかということが必要になると、こんなふうに思いますので、その辺りについて、基本方針にある長期的に1 mSv/yを目指すというところをどういうふうにしていくのかという辺りについて方針の中に示すべきだと、こういうふうに思います。

以上です。

浅野座長 ありがとうございます。

中杉委員、どうぞ。

中杉委員 森委員の言われたことに少しかぶるんですけども、先ほどリスクコミュニケーションのことを申し上げたように、この後、どうしていくのか、除染後のフォローアップというところの具体策というのを少し書き込んだほうがいいのではないかと。それを検討するということが自体を書きいただくのか、表現ぶりはお任せしますけれども、少し、そこら辺のところはリスクコミュニケーションをやっていく上で住民の安心を確保してい

く上でも重要だろうと思いますので、よろしく願いいたします。

浅野座長 ありがとうございます。

田中委員、お願いします。

田中委員 資料4の3ページにもあったんですけども、除染後の事後モニタリングの値を見ると、ウェザリングの効果が結構あるなという気がしました。したがって、まとめの最初の1ページの除染の総論のところ、事後モニタリングが、除染の効果が維持されているというぐらいな書き方になっているんですけども、維持されているのみならず、その後も減っているということをはっきり書いたらどうかなというのが一つです。

それから、資料5の中身ですけども、今の時点では気になるのは「分別」という言葉です。分別、一般ごみのほうでは家から出すときは分別排出と言いますが、その後は「選別」という言葉を全部使っているんですよ。だから、施設で分けるとするのは「選別」と、それに統一できるかどうか、ご検討いただきたいと思います。

浅野座長 わかりました。これは専門的な用語の使い方ですから、注意をしたほうがいいと思います。ありがとうございます。

それでは、崎田委員、どうぞ。

崎田委員 ありがとうございます。

ご説明いただいた資料の最後のページのところに、横断的事項で情報発信、リスクコミュニケーションとあります。この中に環境再生プラザと連携しながら、相談員支援センターとも連携するというふうに出ています。やはり、これから線量もどんどん低くなっていく地域、あるいは直轄除染地域で避難指示が解除され、帰るかどうかが迷っている方が多いような地域、いろいろなタイプがありますので、しっかりと放射線コミュニケーションができる人を増やしていくということが大変重要だと思っています。

ここにコミュニケーションをするようにと書いてあるんですけども、それもいいんですけども、地域の方を支える方を支援する、あるいは地域の方を支える方を育てるとか、やはり、本当はその辺が大事です。今、相談員は非常に人数が少ないですので、生活支援相談員とか、相談員的な役割のほかの方たちと連携をすることで、いろいろ広げることを考えておられると思います。放射線リスクコミュニケーションのご担当の参事官も参加していらっしゃいますので、専門的にはそちらにお任せしますが、そういうふうに、できるだけ広げていく、そういうようなことを、ここにも、もう少し入れ込んでいただくのもいいんじゃないかというふうに思いました。よろしく願いいたします。

浅野座長 ありがとうございます。

坂本委員、どうぞ。

坂本委員 私も除染のところ、やっぱり自然減衰なりウェザリングなりという話がありましたけど、その点、今後、どういった形で減っていくのかということを見通した上で、それを提示することが必要であるというふうに思います。

それから、もう一点。リスクコミュニケーションというのは、今回の原発の事故以前から、放射性物質について、どう取り扱っていたかと比べて、今回のものをどうすべきかという形で明示する、要するに以前ものを比較で考えた相対的なリスクの話、それから、これ以外の物質等々におけるリスクとも比較をしてどうであるという形を示していくことが必要ではないかというふうに思います。

浅野座長 ありがとうございます。

岡田委員、どうぞ。

岡田委員 これ全体を見て、せっかく今日、最初の議題で技術開発とか研究開発の話があったんですが、それは報告書の中で全く……

浅野座長 それは今日の議論なので、次回、入る予定。

岡田委員 次回、入るの。

浅野座長 これで言うと、横断的事項の情報発信の前に、技術開発というのが入ってくるだろうと思います。

岡田委員 入っていると考えていいですね。

浅野座長 入ってくるはずです。

岡田委員 くるはず。はい、わかりました。じゃあ、結構です。

浅野座長 では、大塚委員、どうぞ。

大塚委員 最初に森委員がお話しになったことにも関係するかもしれませんが、1月18日の新聞で原子力規制委員会の委員長から、1時間当たり0.23 $\mu$ Svの空間放射線量の地域で1年間生活しても1mSvを下回るというようなご発言があったんですけれども、それとの関係のことは、どこかにやっぱり触れたほうがいいかなというふうに思っております。別に、地域の指定に関して、今から変える必要は全くないと思いますけれども、むしろリスクコミュニケーションとの関係で、こういうデータもあるということを使っていくことが必要ではないかということをおし上げておきたいと思います。

浅野座長 ありがとうございます。

今日、ご欠席の委員にも、ぜひコメントを求めてください。特に、新美委員が前に、最近の自動車の運行についての技術が随分進展しているという発言をしておられた、それをしっかり、ここで実用化できないものかみたいな発言がありましたね。あれは結構重要な話だったと思いますし、そのほかにもこれまでのご発言のあったことは、ぜひ、もう一度、よく生かしていただきたいです。大迫委員もいろいろとご発言になっていましたので、これについては、ご欠席の方からの意見をしっかり聞いてください。

それから、関係する自治体のご意見を、これでどのように反映させるのかということについて、事務局のお考えはありますか。

神谷環境再生事業担当参事官 ありがとうございます。今回、自治体の方はステークホルダーとして大変重要だと考えておりました、今回の会議を踏まえて、資料5の内容について関係自治体の意見を聞いた上で次回の取りまとめに反映させていくという手順で進めさせていただきたいと思っております。

浅野座長 では、今日は、まだ最終回の議論が反映されていないので、少し手直しをしたものでご意見を徴収をしていただいたほうがいいような気がしますが、どうですか。

神谷環境再生事業担当参事官 はい、そのようにしたいと思っております。

浅野座長 では、初めにも申し上げましたような本日の天候の事情がございますので。本日、十分にご発言いただけなかったことにつきましては、できるだけ書面で事務局にお出しただければ次回の取りまとめがさらに充実したものになると思います。いつ頃までにいただければいいのかということについて、何か事務局からご要望がありますか。

神谷環境再生事業担当参事官 そうですね。自治体への意見照会ということも考えておりますので、できましたら1週間程度でお願いできればと思います。

浅野座長 それでは、1週間程度で書面をもしお出しただけるようでしたら、ぜひ、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、次回は本日のご議論を踏まえ、さらに取りまとめについては案をしっかりと事務局に準備をしていただいて、それに基づいてご意見をいただきたいと思っております。

最後に、事務局から何かありましたら、どうぞお願いいたします

神谷環境再生事業担当参事官 本日は、貴重な意見をいただきましてありがとうございました。次回の日程、場所については、追って調整の上、ご案内させていただきます。

浅野座長 それでは、どうもありがとうございました。本日は、これで終了させていただきます。

午後 7 時 1 6 分 閉会